

富士川における正常流量の検討の 進め方について

1. 正常流量の法的な位置づけ
2. 正常流量とは
3. 維持流量と正常流量の定義と設定方法の説明
4. 維持流量と水利流量による正常流量の求め方
5. 富士川における正常流量の検討の進め方

1. 正常流量の法的な位置づけ

河川法（昭和39年7月10日法律第167号）

（目的）

第一条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、**流水の正常な機能が維持され**、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量

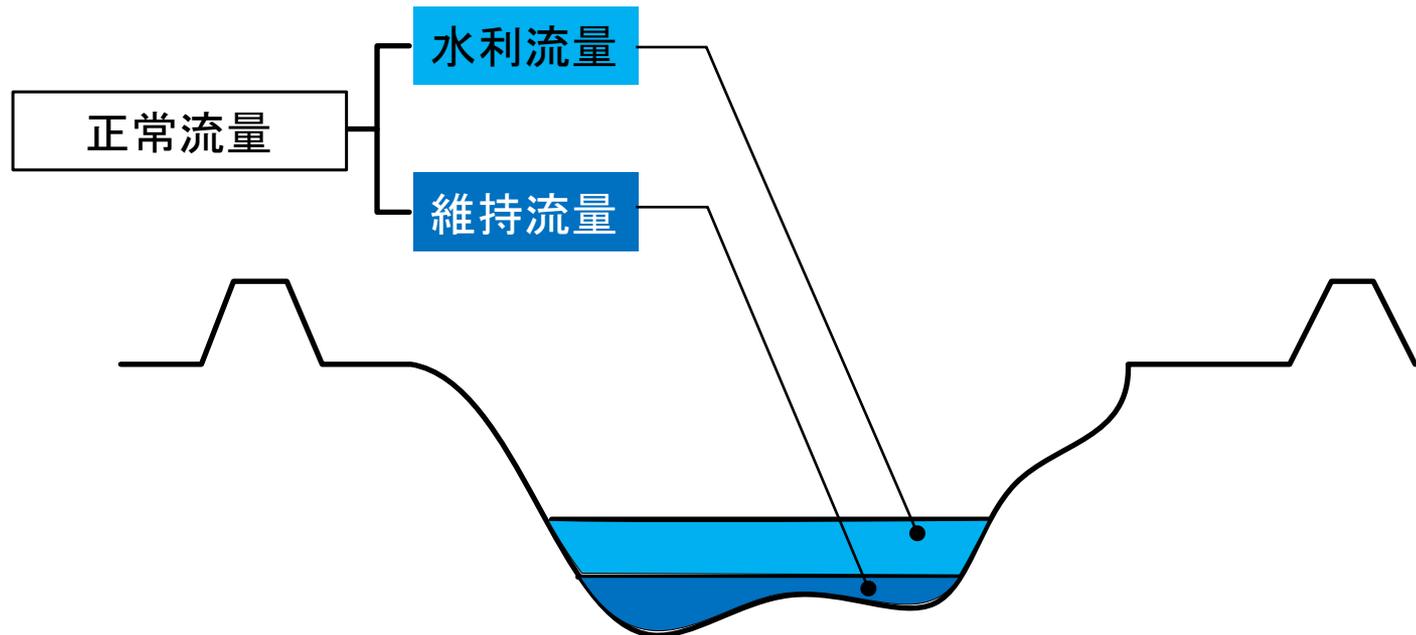


「正常流量」

2. 正常流量とは

正常流量とは、流水の正常な機能を維持するために必要な流量であつて、**維持流量と水利流量の双方を満足する流量**をいう。ここに、維持流量とは、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮し、維持すべきであるとして定められた流量をいい、水利流量とは、流水の占用のために必要な流量をいう。

「正常流量検討の手引き（案）平成19年9月」より



3. 維持流量と正常流量の定義と設定方法の説明

- 富士川水系の維持流量及び正常流量の設定は、以下の流れで実施するものとした。
- “河川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量(正常流量)”を検討する際に参考となる基本的な考え方及び設定の手法を示すものである。

【維持流量】 (検討会を経て令和5年3月設定)

舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮し、維持すべきであるとして定められた流量。

【水利流量】

水道用水、工業用水、農業用水等の流水の占有のために必要な流量。伏没・還元も考慮。

【正常流量】

流水の正常な機能を維持するために必要な流量であって、「維持流量」と「水利流量」を満足する流量。なお、正常流量は、河川における流水の正常な機能を維持するために定めるものであり、渇水時のみでなく1年365日を通じた流量の変動にも配慮して定められる。

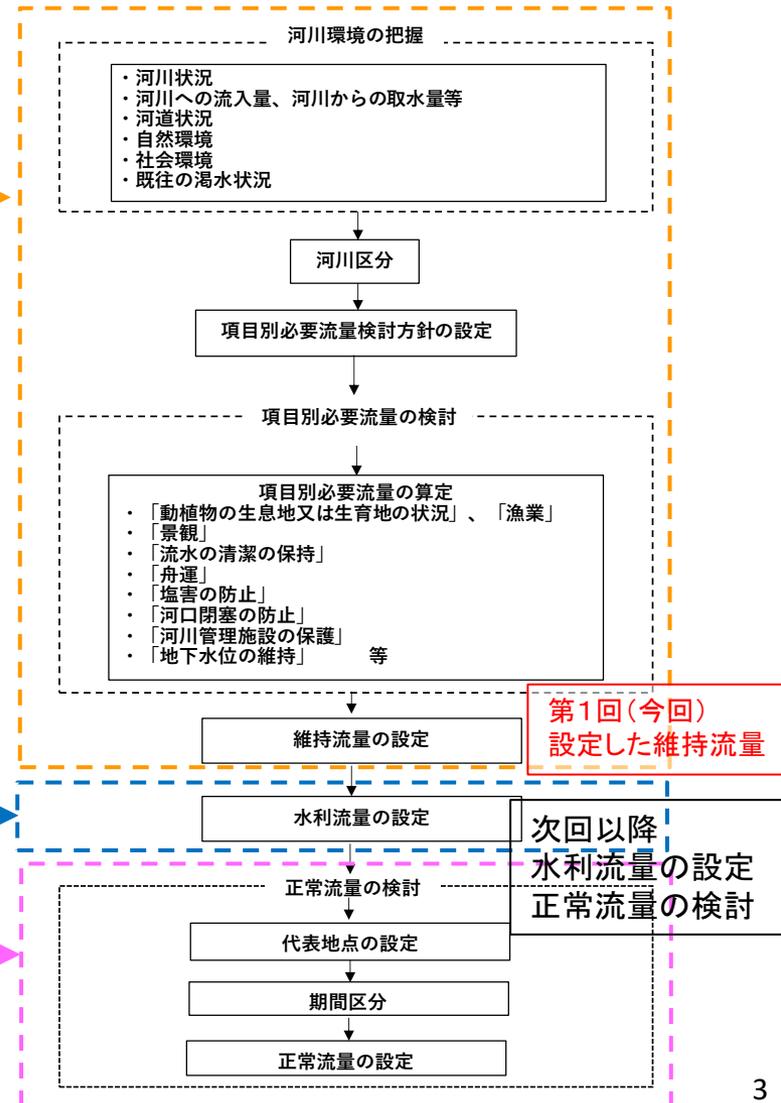


図1 正常流量検討フロー(正常流量検討の手引き(案)より)

4. 維持流量と水利流量による正常流量の求め方

○正常流量の設定にあたっては、設定した維持流量、流入量、取水量・還元量等を考慮し、すべての維持流量と水利流量を満足し得る流量を求め、この流量を期間区分毎に現況流況等との比較検討を行った上で、正常流量として設定する。

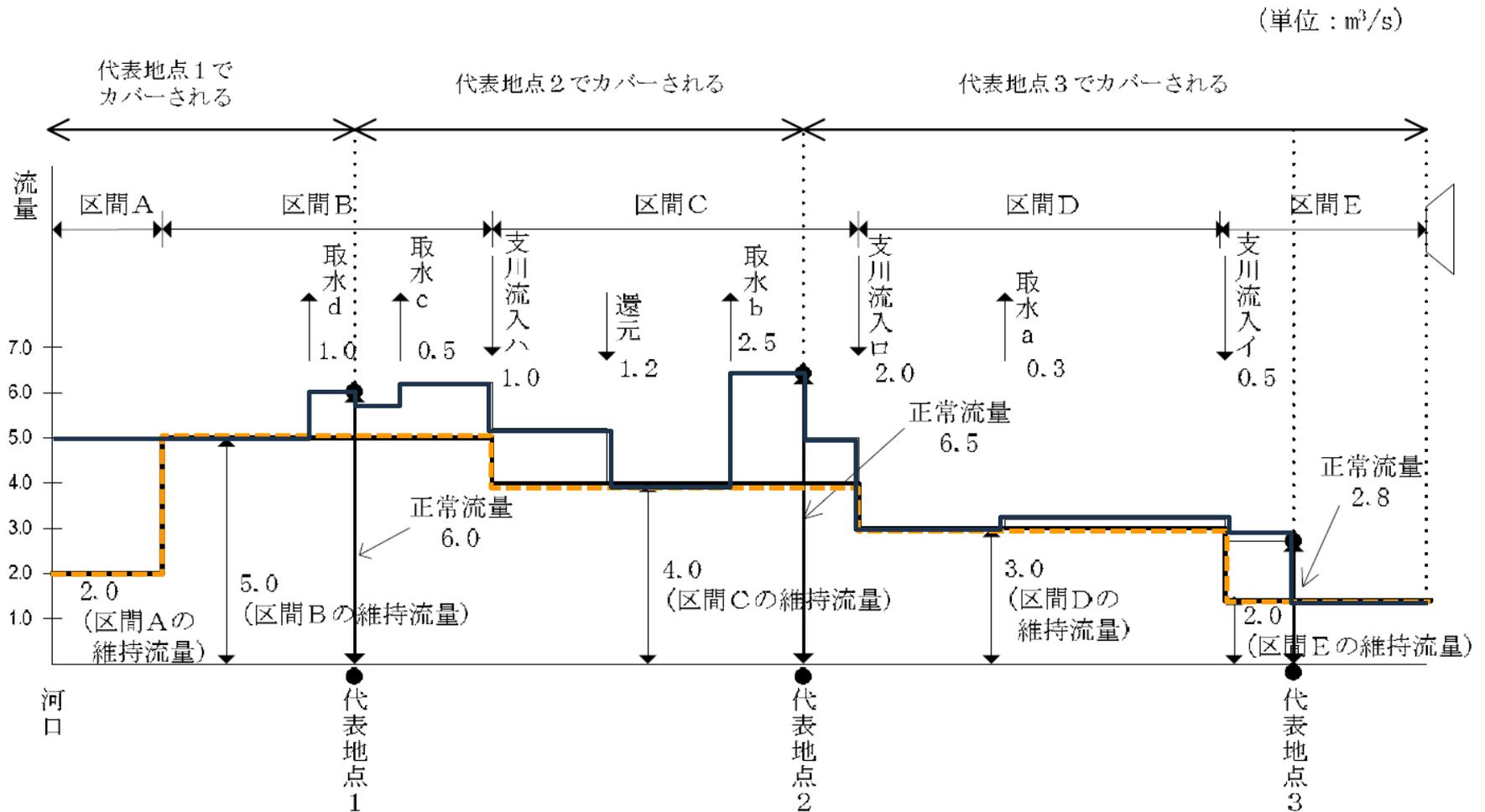


図2 水収支を考慮した正常流量設定のイメージ(正常流量検討の手引き(案)より)

第1回（R6.7.26）

1. 富士川正常流量検討会の規約について
2. 富士川における正常流量の検討の進め方について
3. 設定した維持流量について

第2回（R6.9中頃）

1. 前回意見に対する回答など
2. 水利流量の設定について
3. 正常流量の検討について

第3回（R6.10下頃）

1. 前回意見に対する回答など
2. 正常流量の検討について